

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7 学支労気付 TEL&FAX 03-3269-6096
HP: <http://www1.ocn.ne.jp/~shogaku/> mail: shogakukin@spice.ocn.ne.jp

被災生徒・学生に給与奨学金を 被災した奨学金返還者には返還の減免制度を 奨学金の会が日弁連、自由法曹団と懇談(9/1)

2011年9月1日、奨学金の会は被災生徒・学生への給与奨学金等の支援策について日本弁護士連合会（日弁連）・自由法曹団と懇談を行いました。この行動には日高教、全学連、首都圏大学非常勤講師組合、特殊法人労連、学支労の各代表が参加しました。

被災者に新たな借金を背負わせるな

はじめに、奨学金の会から震災で父親をなくした宮城県の高校生が、奨学金を借りて進学を希望したが、母親から「これ以上の借金はできない」といわれ断念したという例を紹介し、「政府は一次補正で緊急奨学金の増額措置を取ったが、貸与である限り、将来の展望が見えない被災者には重荷にすぎない。被災地の二重ローン問題と同様に、被災者に新たな借金を背負わせるのではなく、既存の債務を免除し、新たな一歩を踏み出すための給付型の支援が必要だ。奨学金は貸与より給与に、被災した返還困難者に対しては減額返還より債務減免の制度が求められている。文科省はこうした支援策の必要性を認めながら財源がないと繰り返すだけだ。仙台弁護士会が取り組んだ被災者の既存債務からの解放を求める署名はわずか一ヶ月で10万筆を集めたという。私たちもそうした世論と運動を作り出していきたいと考えている。教育は基本的人権という立場から、弁護士団体の意見書・声明等のご協力をお願いしたい」と懇談の趣旨を説明しました。



懇談する日弁連影山秀人子どもの権利委員会委員長（左）

給付型導入を自治体まかせにするな

日高教からは「現在、高校の給付奨学金は定時制で一部認められているだけ、今回の震災で宮城・福島・岩手の3県が親を失った遺児など、修学が困難になった生徒に対して給付に近い制度をつくらうとしているが、政府の支援は単年度であり、現地では継続した支援を求めている。子どもが安心して進学できるためには自治体まかせではなく、国が責任を持って制度をつくるべきだ。本来、公立高校授業料不徴収とセットで導入されるはずであった高校の給付制奨学金が2年連続して見送られたため、特定扶養控除の廃止にともない、低所得の家計ほど税負担が増えた。今年1月から所得税の部分が上がり、来年6月からは住民税の部分が上がるので弊害はさらに大きくなる。また一方で、高校無償化自体も民自公の三党合意で見直しが迫られている状況もある。埼玉県議会では高校無償化財源を復興支援に使えという決議があげられるなど、歴史の歯車を逆転させる動きもあるが、

被災給与奨学金を突破口に

授業料不徴収が実現して、中途退学者が減るとい
う効果は表れている。教育無償化を前に進めるた
めにも、被災地の給付型を突破口にして、高校給
付制奨学金を実現したい」と話しました。

無利子でも借金には手が出せない

全学連からは「本人や家族が被災した学生の悩
みは深刻だ。各大学で授業料減免の措置が取られ
ているが、単に授業料の問題ではなく生活そのも
のがなりたたない状況がある。実家が流されたり、
家族が大変な状況で支援をしたり、アルバイト先
がなくなるなど、自分の生活費をまかなえないの
で大学をやめざるを得ないという学生がいる。奨
学金は無利子であっても借金なので、就職が不安
なこの状況で手が出せない。給付制の奨学金こそ
求められている。岩手のある私立大学は独自に給
付制奨学金を作ったが、対称は30名程度だ。いま
多くの学生がこの震災を契機として、これからの
社会に自分の知識や研究を役立たせたいと感じ
ている。そうした学生たちを社会が支えるべきで
はないのか。文科省も各政党の議員も要請時には
給付制は必要だというのが踏み切れない状況にあ
る。後押しをお願いしたい」と話しました。

司法修習生の給費制廃止さらなる負担に

非常勤講師組合からは「非常勤講師の平均年収
が240万円という水準。いくつになっても専任
のポストがない。震災で見直された地震の計測研
究も「構造改革」の中で予算が削られ、観測地点
や研究者も減らされ、継続的な研究が困難になっ
ている。法科大学院の学生も司法修習生の給費制
が廃止される状況の中で、借りている借金（奨学
金）が更に膨らむことを心配している」と話しま
した。



懇談する自由法曹団杉本朗事務局長（右）

実態を伝え、運動を広げよう

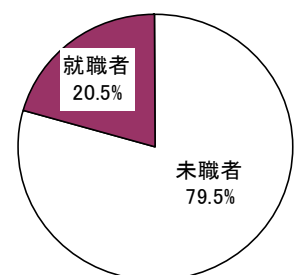
日弁連は子どもの権利委員会委員長の影山秀人
弁護士が対応しました。影山弁護士は「日弁連に
は様々な人権課題で委員会に分かれているが、今
日は子どもの人権という観点で話を聞いた。この
問題は「消費者・多重債務問題」「貧困問題」の
委員会にもかかわるので3委員会でも対応を検討
したい。被災者に特定した問題だけではないが、そ
こを突破口に無償化を広げていくという運動だと
理解した。被災学生の定義も難しい。被災地に
なくても震災で親が失業したなども含める判断が
必要だ。震災遺児に対する支援は官民で様々な制
度を作っているが、18歳以上の学生に対する支
援は少ないという問題も重要だ。仙台弁護士会も
実際の相談例から二重ローン問題の深刻さが伝わ
り、運動が発展した。被災生徒・学生や返還者
の実態を知りたい。現地の聞き取り調査などの資
料があればぜひ提供してほしい」と話しました。

自由法曹団は杉本朗事務局長が対応しました。
杉本弁護士は「被災地の給与制奨学金の緊急性は
理解できる。役員会等で検討し、意見書は難しい
が、団として声明を出したい」と発言しました。

被災求職者 就職2割 失業手当切れ 今後急増

9月6日の朝日新聞は、東日本大震災後に岩手、宮城、福島
の3県のハローワークに登録した被災求職者のうち、7月
末までにハローワーク経由で就職した人が約2割に留ま
ると報道しました。3県のハローワークに3～7月に求職
を申し込んだ人の中で、自己申告書に基づいて「被災
求職者」と登録された人は計6万3352人。そのうちハ
ローワークの紹介で7月末までに就職が決まったのは
20.5%の1万3017人でした。失業後に受けていた
雇用保険の給付期限を迎える人が来月中旬から急増す
ることから、雇用確保や給付日数延長等の対策が求め
られています。

被災求職者の就職率



日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健児 殿

被災生徒・学生への給与奨学金制度と、被災奨学金返還者への
減免制度をつくるためにご協力をお願いいたします

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、
無償教育をすすめる会(略称;奨学金の会)
会長 三輪 定宣(千葉大学名誉教授)

子どもの貧困をなくす運動及び被災地の復興支援等にご奮闘の皆様にご敬意を表します。

私たちは給与制奨学金の創設をはじめとする教育無償化を求める団体です。いま、東日本大震災と原発事故による被害から、多くの生徒・学生が進学をあきらめる事態になっています。私たちは4月7日と6月23日に、文科省等に対し緊急の教育支援策を提案し、その実現を求めてきましたが、政府は現在まで従来の枠の中での支援に留まっています。

特に奨学金について、政府は災害向け緊急奨学金の予算を一次補正で35億円増額しました。しかし、日本の公的奨学金はすべて貸与であり、進学を希望する生徒が「これ以上借金ではできない」と親に言われて進学を断念する等の例が被災地で生まれています。被災した奨学金返還者に対しては、返済を「猶予」する制度がありますが、減額や免除にはならず、重い負担が将来を不安にさせています。

また、被災した生徒・学生が緊急奨学金を申請する際にも、将来返還が滞った場合に個人信用情報機関に登録する制度に同意することが条件であり、さらに被災により定額の返還ができなくなり、毎月の返還金額を減額する制度を申請する際にも、同様の同意を条件にしています。こうした国の対応が生徒・学生、奨学金返還者の未来を暗くしています。これらの生徒・学生に憲法26条「教育を受ける権利」を保障させるためには、「学び」に経済的負担を負わせない「教育無償化」が基礎的条件として求められています。

その中で7月27日、仙台弁護士会が呼びかけた「被災者の既存債務の解消を求める請願署名」が、わずか1ヶ月で10万筆を超える署名を集め国会に提出されたことを知りました。この署名は対象を、住宅ローンのみならず、自動車ローン、事業用資産のリースを含め、幅広いものにしてはいますが、奨学金の返還金債務も同様の措置が求められていると考えます。私たちは3次補正及び来年度予算でも返還の必要のない給与奨学金や返還減免制度の拡充などを求めていきますが、さらに大きな世論の力で早期に実現させるために、下記の要請事項について貴会のご協力をお願い申し上げます。

記

1、被災生徒・学生・奨学金返還者に対する支援について、貴会としての意見書等の表明をお願いいたします。

以上

これでいいのか!? 震災に対応する奨学金支援策

政府は、東日本大震災に対応するため、4月の一次補正で緊急採用（無利子）奨学金の増額35億円（4,700人分）を追加計上しましたが、予想された数ほど希望者は増えていません。

卒業後に返さなければならない貸与であることや、滞納した場合の個人信用情報機関への登録（個信登録）が本人や家族を不安にさせ、進学を諦める結果になっていないか危惧しています。また今年1月に始まった減額返還も、個信登録の同意が条件のため、ほとんど希望者がなく、被災者支援の役割を果たしていません。

東日本大震災を理由とする緊急・応急採用状況（7/31現在）

		4月	5月	6月	7月	計
緊急採用	推薦者数	299	631	419	111	1,460
	採用者数	43	251	613	410	1,317
応急採用	推薦者数	178	386	256	67	887
	採用者数	33	139	382	246	800

東日本大震災を理由とする返還期限猶予・減額返還の状況（7/31現在）

		3月	4月	5月	6月	7月	計
返還猶予	受付数	139	802	365	254	224	1,784
	承認数	46	469	476	241	162	1,394
減額返還	受付数	10	6	5	3	1	25
	承認数	5	7	6	4	1	23

高校授業料無償化 維持・発展を

— 9月2日、日弁連が会長声明を発表 —

高校授業料無償の維持及び発展を求める会長声明

民主党と自民党・公明党は、2011年（平成23年）8月9日の協議で、震災復興のための特例公債法案を成立させるための条件の一つとして、自民党の主張していた高校授業料無償化法の廃止につき、「高校無償化…の平成24年度以降の制度の在り方については、政策効果の検証を基に、必要な見直しを検討する」旨合意した。

厚生労働省が2011年（平成23年）7月12日に公表した「平成22年国民生活基礎調査」によれば、2009年（平成21年）の子どもの貧困率は15.7%と過去最悪を記録したとのことである。日本社会における貧困化、困窮化が進む中で、子どもの生存と成長が様々な形で阻害され、子どもと親を苦しめている。子ども期の貧困が子どもの社会的自立を妨げ、貧困の世代連鎖を生み貧困を再生産させることは、既に明らかであり、それを防止するための早期の施策が重要であることも明らかである。そして、教育にかかる費用の少なさで日本は先進国の最低レベルにある。

これに対する国としての当然の責任を果たすべく、高校授業料無償化法が「家庭の状況にかかわらず全ての意志ある高校生らが安心して勉学に打ち込める社会を作ること」を目的として制定されたものである。

教育の重要性はいうまでもないが、特に高校教育は、社会での自立を前にして、学力のみにとどまらず、人格の発展、他者との関わり合いを学ぶ重要な場であり、また実際にも高校進学率が9割を超え、高校卒業資格なしに就業することの困難さを考えれば、高校授業料の無償化は、社会が子どもに果たすべき責任のうちでも極めて重要なものというべきである。

この無償化法は、かねてから必要性が指摘されてきたが、社会の不況が進んだ2009年度（平成21年度）の卒業予定者の中で授業料滞納のために卒業も危ぶまれるものが続出する状況下で、2010年（平成22年）3月に法制化され、その結果として2010年度（平成22年度）の卒業生や2011年度（平成23年度）の3年生（定時制4年生）の授業料滞納ゆえの高校中退を防ぐことができた。首都圏の定時制高校に通う生徒らが結成した「お金がないと学校にいけないの？」首都圏高校生集会実行委員会が、授業料無償化後に高校生を対象に実施したアンケート調査（2011年（平成23年）7月23日公表）でも、回答数901のうち授業料が不徴収になって「助かった」と回答した生徒が定時制で67.1%、全日制で52.0%に及び、私立高校でも22.5%であったという。同時に上記アンケートは、授業料以外の経済的負担がなお大きく、かえってそれが増加した学校もあり、経済的な理由で不安を抱きながら高校に通っている子どもが4人中3人もいると指摘している。したがって、子どもたちが高校での勉学に意欲を燃やせる環境を作るためには、授業料無償を維持し、かつ授業料以外の経済的負担を軽減することこそが緊急の課題となっている。

頭書の合意は、無償化見直しの条件として、政策効果の検証を挙げているが、いかなる基準で効果を考えるかが問題である。子どもの成長と発達には金銭的効果で容易に計れるものではない。政策効果の検証をするのであれば、専門家による多角的総合的な検証を少なくとも10年単位で行うべきであり、2012年度（平成24年度）以降短期の見直しをすれば早計にすぎる。

よって、当連合会は、政府に対し、高校授業料無償化の維持及び授業料以外の経済的負担の軽減を強く求めるものである。

2011年（平成23年）9月2日

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健児